

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について (たたき台案)

I. 現状と課題

(1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

- 我が国ではいま、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少や地域社会の担い手不足が深刻化している。とりわけ地方においては、人口流出と高齢化が同時に進むことで過疎化が加速し、自治体や地域コミュニティの中には、その存続が危ぶまれているものもある。
- さらに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化が進む中で、働き方や居住形態、消費行動にも大きな変化が生じている。あわせて、ICT や AI の急速な進展は、業務の効率化や新たなサービス創出、高度な情報技術によって利便性もたらされた一方で、デジタル格差の拡大や情報の偏り（フィルターバブルやエコーチェンバー現象）も生み出され、価値観の異なる他者と対話したり、相互に理解を深め合ったりする機会の減少が指摘されている。
- グローバル化の加速も地域コミュニティに大きな影響を与えている。地域の生活を支えるうえで外国人労働者が重要な役割を果たしている一方で、国内の外国人住民の増加により、外国人住民との文化的背景の相違に基づく地域における軋轢を生じているケースも見られる。また、不安定な国際情勢の影響でエネルギーや食糧の安定供給などについて生活に支障が生じるのではないかという不安も生まれている。
- 地域コミュニティにおいて人と人とのつながりの希薄化が進むと、周囲との良好な関係性を基盤とする日本型ウェルビーイング¹の実現が難しくなることも危惧される。家族形態や地域コミュニティの変容により、支えになってくれたり相談できたりする人が周囲におらず、孤立や不安を抱える人が増加するなど、相互に助け合う機能の低下が課題として顕在化している。こうした状況の下で、多様な主体が連携し、人と人とのつながりを再構築する取組の重要性が一層高まっている。
- 子供を取り巻く環境についても、過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化などが生じている。そのため、子供同士が直接的な触れ合いをする場面は主に学校に限られ、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。このような中、子供が将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれにくい環境となっている。

¹ ウェルビーイング (Well-Being) とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む概念。「日本型ウェルビーイング」とは、日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランスを取り入れ、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングである。

- 少子化により、近所に同世代の子供が少なくなり、少人数又は一人でスマホのゲームなどの遊びに費やす時間が増えることによって、大勢で一緒になって外遊びをするような機会が減少している。そのため、五感を使う直接的な体験を通じて、好奇心や発見力、思考力、豊かな感性などを高める機会が減少している。また、遊びの中で体を大きく使って動き回ることが減り、そのことが体力や柔軟性の低下を招いているとの指摘もなされている。

(2)地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

- 地域を支える若者の地元への定着は、持続可能な地域社会の形成に向けた重要な課題となっている。進学や就職を契機とした都市部への人口流出が続く状況を踏まえ、魅力ある雇用の創出や生活環境の充実等を通じて、若者が地域に根付き活躍できる環境づくりが求められている。
- 共働きの増加や核家族化の進行により、子育てに対する負担や孤立感が高まる中、保護者の学びや交流の機会を充実させるなど、地域における子育て世帯への支援を充実させていくことが求められている。
- 安心して暮らせる地域社会の基盤として、防災・防犯等への地域的取組の充実も、その重要性を増している。近年の気候変動と自然災害の多発化・巨大化の影響で、防災や災害からの復興の観点からも地域住民同士の助け合いが必要となる場面が多くなっているものの、人口減少に加えて単身世帯の増加傾向がみられること等により近隣住民との関係性が希薄になることで、都市・地方に関わらず災害時における地域住民の共助体制の脆弱性が懸念されている。また、犯罪の多様化、凶悪化も懸念される中、行政のみならず地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや情報共有を進めることが求められている。こうした共助の取組を通じて、地域全体の危機対応力と安全性の向上を図る必要がある。
- 地域とのつながりの希薄化が進む中、単身高齢者の増加に伴う孤立・孤独の深刻化や、障害のある者の社会参画の機会不足も課題となっている。見守り活動や交流の場の確保、多様な就労や活動機会の創出を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる環境づくりを進めるなど、住民や関係機関が連携し、包摂的な地域社会の実現を図る必要がある。
- また、近年では在留外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによるコミュニケーションの課題や、住民間の相互理解の不足による軋轢が顕在化するケースも生じている。こうした地域において共生を実現するためには、多言語対応の情報提供や交流機会の創出を通じて、相互理解を深める取組が求められている。さらに、行政や地域団体、住民が連携し、多様性を尊重した包摂的な地域づくりを推進することが重要である。
- こうした多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界がある。そうしたことも背景

としながら、地域包括ケアシステム²や農村 RMO（地域運営組織³）など、地域単位で多様化する行政課題に対応する取組の重要性が高まってきている。このため、住民や地域団体等が主体となり、日常的な支え合いを基盤とする「共助」の視点からの取組を強化し、地域全体で課題解決を図ることが一層重要となっている。

- しかし、これまで地域を支えてきた自治会などの団体においては、担い手の高齢化が進む中、特に若い世代において新たにこれらの活動に参加する者が十分ではなく、活動の担い手の後継者不足が深刻化しており、継続性が危ぶまれている。そのため、これらの地域活動の将来の担い手である子供たちについて、地域課題を自分事として認識し、また他者と協力して地域のために活動する楽しさや充実感を味わう経験を増やしていく必要がある。これらの活動に参加することを通じて、責任感や自主性、自発性、困難なことがあっても諦めずにやりきる力、自己有用感などが育まれ、子供の健全育成に資するとともに、将来の地域社会を担う人材として不可欠な資質が育まれる。
- また、人間関係の希薄化や少子化、核家族化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣や躰、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じている。しかし、学校の働き方改革を進め、学校教育の質を向上させていく必要がある中、学校にそれらのすべての役割を担わせることは困難である。また、子供が深い学びをするためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多くの内容を多様な子供を教える必要があるため、一定の制約が生じる。
- そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。
- このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

(3) 根本的な解決に向けた課題

- 上記のような課題については、これまでもそれぞれの課題ごとの対策や、地域の活性化を企図した方策など、様々な施策が講じられてきているが、対症療法的な対応では、根本的・持続的な解決は極めて困難である。
- これは、「他者とのつながりへの忌避感」、「自分が困らなければそれでよいとする自己中心性や他人への無関心」「当事者意識の欠如や無力感等による行政による対応への過度な期待や依存心」等、住民一人ひとりの認識や態度の問題が大きな要因の一つ

² 地域包括ケアシステムについて情報を追記

³ RMO（地域運営組織）について情報を追記

と考えられる。

- これを踏まえれば、我が国の社会が現在直面している諸課題の根本的解決を図るためには、こうした個人の認識や態度さらには行動を変容させていくという教育的意図をもった社会教育としての地域活動や行政施策の充実が必要不可欠である。

Ⅱ. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

(1)これまでの社会教育

- 1949（昭和 24）年に社会教育法が制定され、社会教育の目的や行政の責務、公民館等の位置付けが明確化された。同時期に各地で公民館が設置され、民主主義社会の担い手の育成という観点から、地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流の拠点となった。また、図書館法（1950（昭和 25）年）、博物館法（1951（昭和 26）年）も制定された。
- 1960～70 年代の高度経済成長期には、都市化や産業構造の変化に対応し、社会教育施設や講座が量的に拡大した。公民館や図書館は各自治体に広がり、趣味・教養講座や市民講座が盛んに実施された。一方で、社会の成熟化に伴い、「学校教育中心」から「生涯にわたる学習」へと視点を広げる議論が生まれた。1970 年代後半には生涯教育・生涯学習の理念が提唱され、個々人の生涯にわたる学習全体を支える生涯学習政策の一部という位置づけが強く意識されるようになっていった。
- 1980 年代以降、生涯学習の理念が浸透していく中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会教育における社会の担い手の育成という趣旨は相対化されていった。さらに 2000 年代になると、規制緩和・地方分権改革が進み、社会教育行政の在り方も自治体の裁量に委ねられる部分が増えた。その中で、社会教育施設を首長部局への移管できることになったり、指定管理者制度が導入されたりしたことなどにより、他の行政分野との連携強化が期待された一方で、社会の担い手を育成するという社会教育の本来の教育的な機能への意識の低下が懸念されている。
- 2008 年をピークとして我が国の人口が減少を始め、近年は地域コミュニティにおける人とのつながりの希薄化などの社会課題が深刻化しており、社会教育に求められる役割として、人と人をつなぎ、地域における住民の学びと参加を支えることが重視されてきている。

(2)今後の社会教育の役割

- 社会教育については、単なる高齢者向けの趣味的な学習機会の提供ではないかとの誤解も見受けられる。しかし、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。より具体的には、地域課題の解決を図る活動を通じた地域コミュニティの維持・形成という「地域づくり」を目指し、協働活動等を通じた顔が見えて自分事の範囲が重なる関係の構築である「つながりづくり」を実現するため、楽しさや充足感のある学びや活動を通じた主体性の涵養を通じた「人づくり」を行う教育的意図を有する活動として行われるものである。
- 第 4 期教育振興基本計画のコンセプトとして示されたように、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育てていく営みである。社会教育を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合え

る関係づくりを促進することで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められている。

- 社会教育による地域住民の関係性の構築は、防災、まちづくり、福祉、環境、子供の健全育成などの地域における様々な課題を解決する基盤となることから、そうした広範な行政施策の円滑な実施を支える基盤ともいべき機能を果たしうるものである。このため、課題解決にむけた住民による主体的・継続的な取組の促進を図るためにも、こうした様々な分野で活躍する関係者とも社会教育の価値を共有していくことが重要である。

(3)社会教育の充実により期待される効果

① 地域における人とのつながりを基盤としたウェルビーイングの実現

- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、他者とのかかわりや対話を通じて「地域づくり」「つながりづくり」「ひとづくり」を進めるものであり、地域における社会的基盤として機能することが求められる。さらに、地域における周りの人との良好な関係の構築、地域活動への参加・貢献による自己有用感の向上等により、「ウェルビーイング」の実現にも資するものである。
- 少子化やゲームなどによる遊びが広まる中で、子供同士の人間関係の希薄化が生じており、子供同士が直接的な触れ合いをする経験を増やすことで、人とつながることの楽しさや心地よさを味わい、それを通じた主体性や自律性、コミュニケーション能力などの育成が図られる。

② 地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築

- 社会教育活動を通じて知り合った顔の見える関係を基盤として、地域住民が地域課題の解決に向けて自ら協働して取り組むことで、地域住民同士の助け合いができる地域コミュニティの構築が促進される。
- こうした地域コミュニティにおける共助の取組として、行政の支援が届いていなかった人への支援の充実や、課題の顕在化・深刻化の予防につながる日常的な取組の充実等が図られることが期待される。
- また、地域社会の将来の担い手となる子供たちについても、地域活動に積極的に参加を促すことで、地域の事柄に関する当事者意識を育み、また地域活動に参加することの楽しさや充実感を体験することで、将来も地域活動に参加しようとする意欲を高めていくことが可能と考えられる。
- さらに、子供の教育について、学校と地域や家庭とが連携・協働して学校の教育課程と連続性のある探究活動や体験活動などを推進することにより、学校の役割が本来の役割を超えて肥大化している状況を改善し、社会全体で子供の教育を担っていく環境を構築することも求められる。

③ 共生社会の実現

- 共生社会を実現していくためには、様々な地域活動に、従来からの参加者だけでな

- く、家庭の事情等により参加が難しかった者や、子供や若者、高齢者、障害者や外国人等の多様な人々が集い、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことを通じて、共生社会の実現への地域住民の理解を涵養することが重要である。
- 地域全体の共生社会に関する理解が進むことにより、子供のうちから自然と、自分とは異なる他者を尊重する意識が養われたり、ありのままの自分らしく過ごしやすい環境のもとで自己肯定感の向上が図られたりすることなども期待される。
 - また、高齢者、障害者、外国人等を含むすべての人が、主体的に選択し行動できるようになるためには、これらの者が地域の一員として、他の地域住民とともに社会教育活動をはじめとする様々な活動に参画することを通じて、支援をする・されるという固定的な関係ではなく、助け合い・支え合う関係を前提に自らができることを増やしていくことが重要であり、そうした関係性の構築は持続的な共生社会の実現にも資するものと考えられる。
 - こうした取組を進める上では、高齢者や障害者等の活躍の場や居場所づくり、孤立の予防といった福祉等の他分野の関係者とも社会教育についての共通理解を図っていくことで、共生社会の実現に向けた取組がより充実することが期待される。

(4)社会教育の推進を図る基本的な方向性(「社会教育人材」を中核として)

- これまで地域において社会教育を担ってきた団体や施設における活動をさらに充実させるとともに、新たな地域課題の解決に向けて、これまで社会教育とのつながりが薄かった団体等も含め、様々な分野の垣根を越えて連携・協働していくことが重要であり、それらを支え、繋げる「人材」が求められている。
- 地域住民の認識・態度・行動の変容を図り、自主的・継続的な地域活動への取組が進むようにすることで、地域コミュニティの維持・構築を推進していくためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という教育的意図をもって地域活動を社会教育として行うことができる「社会教育人材」の関与が不可欠である。このため、今後は、社会教育人材の質的・量的な拡充を図り、「社会教育人材」を中核として社会教育を推進していくことが重要である。

① 社会教育人材の質的・量的な拡充

- 地域課題に対処する団体や活動などは多数存在するものの、それらの活動の質は様々である。また、地域課題の根本的な解決には、それぞれの住民の認識等の変容を図ることが必要であり、社会教育の手法を取り入れることが求められる。そのため、これらの活動に、社会教育に関して一定の専門性を有する者が参画することで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- しかし、現行の社会教育法では、教育委員会に配置され、社会教育に関して専門的・技術的な助言と指導を行う専門職である「社会教育主事」は制度化されているが、他の行政分野や地域活動において社会教育に関する専門性を活かして活動する人材については規定がない。
- 令和2年度からは、社会教育主事になるための任用資格を得るために大学の社会教

育主事養成課程又は社会教育主事講習（以下「養成・講習」という。）で学ぶべき科目及び単位数を規定している社会教育主事講習等規程において、この養成・講習を修了した者が、「社会教育士」と称することができることとされている。ただし、位置づけとしては、あくまで称号であり、当然ながら学習内容も社会教育主事の任用資格としてのものとなっている。

- このため、社会教育の専門性を他の行政分野や地域活動において活かす際に、その専門性を的確に証することができる仕組みとすることで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- また、社会教育士の称号は、令和7年度までに約1.2万人が取得しているが、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れることで、活動の質の向上や自走化を図り、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためには、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが不可欠であることを考慮すれば、社会教育士数の現状の規模や増加率では大きく不足している。
- これらを踏まえると、社会教育人材の質的・量的な抜本的拡充を図るために必要な措置を制度的な見直しも含めて講ずる必要がある。
- その際、個々の社会教育士がその専門性を十分に発揮し、活動を円滑かつ効果的に行えるようにするためには、社会教育士に代表される社会教育人材のネットワークを整備し、実践の共有、相互支援等を行える環境を構築していくことも求められる。

② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

- 地域における社会教育活動をこれまで担ってきた主な組織的主体としては、公民館に代表される社会教育施設や社会教育団体が挙げられる。ICTやSNSの発達もあり、社会教育士が個人や少人数で活動することも容易になってきているが、社会教育施設や社会教育団体がそれぞれの組織としての強みを生かしながら、社会教育の振興を図る役割を果たしていくことは引き続き重要である。それに加えて、各施設や団体が、社会教育士等の活躍の場となってその活動の質を高めたり、施設利用者等に社会教育の裾野を広げていく役割を果たしたりしていくことが期待される。
- 従来は、社会教育を行う者として、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。
- また、地域活動等に関心がある者に対し、社会教育の学習機会や実践者につながる機会を提供したり、子供・若者の地域活動への参画を促すことで、社会教育の裾野を拡大したりすることも重要である。
- 一部の地域では、地域課題の解決に向けて社会教育を再評価する声も聴かれるものの、多くの地域においては社会教育士の活動を身近に感じられる状況には至っておらず、未だ社会全体での認知度は高いとは言えない状況にある。このため、社会教育

人材の質的・量的な拡大や社会教育の裾野の拡大等を通じて、身近なところで社会教育士による活動に触れ、その効果を実感できるようにしていくことに加え、社会教育が地域の課題解決に役立つ身近な活動であることを分かりやすく発信すること等を通じて、認知度の向上を図っていく必要がある。

- 特に、若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、社会教育施設の中に若者が利用しやすく居場所となる場所を設けたり、若者による地域活動の情報を提供したりすることなどが考えられる。そのうえで、若者が地域コミュニティの主体となり、大人と対等なプレイヤーとして認知され、尊重されるという視点を共有することも重要である。
- 社会教育主事講習の在り方の見直しと併せて、社会教育の裾野を広げるための短期の講習（社会教育の導入的講習）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促せるよう検討すべきである。
- 全国各地でこうした社会教育に関する講習が増えていった際に、各地域の大学や教育委員会で特色に応じた強みを出すことができると、全国各地で多様な人材を輩出することにつながることを期待される。
- また、社会教育人材の裾野を広げていくことと併せて、公民館等の社会教育施設を中心とした、従来の社会教育の諸活動の在り方に関しても、活動の場の提供などの支援を求める団体等に対して対応するだけでなく、これからは地域課題解決に向けた活動を行っている団体や社会貢献活動に意欲のある営利企業に対して積極的に働きかけを行い、これらと連携した活動を展開したりすることなども重要と考えられる。

③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

- 上で述べたとおり、社会教育人材の質的・量的な拡充を図るとともに、地域における公民館をはじめと社会教育の実施体制を充実し、社会教育の裾野の拡大を図るにあたり、そうした実践を支える仕組みを構築・整備することが求められる。
- 具体的には、社会教育人材ネットワークの構築によって、社会教育人材同士で情報共有や相互の連携・協力依頼等が可能となるだけでなく、教育委員会をはじめとする行政においても社会教育人材を組織的に活用した施策を講じる際の基盤ともなるものである。
- 各施設や団体等の組織としての相互の情報共有が進むことも期待されるが、例えば公民館に配置された社会教育士同士のネットワークを通じて、公民館に関する様々な情報の共有が進むといったように、社会教育人材ネットワークが施設ごとや、テーマごとなどの情報共有の場として発展することも期待される。
- また、Ⅱ（２）にある今後の社会教育の役割について、社会教育関係者のみならず、地域社会に関する活動を行っている者に対しても理解を促進するため、社会教育は持続可能な地域コミュニティの基盤を支えることを明確にすることも重要である。この点も含め、公民館等の社会教育施設の役割等をはじめ、必要な見直しを検討すべ

きである。

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

(1) 社会教育士の在り方の見直し

① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題

- II（４）①で述べたとおり、近年、社会教育士の称号取得者が増加しており、称号取得者は1.2万人を超えてはいるが、今後は、社会教育士の活動する場が多様な分野に広がっていくことを考えると、社会教育士数は大きく不足している状況である。
- また、地域における課題の実情やその解決に向けて、当事者である住民の認識を変容させていくためには、そのための教育的手法に関する専門的な知識や技術が必要である。さらに、多くの地域住民の参画を得ながら、社会教育法に規定される社会教育の一環として地域社会の課題解決という公益的な取組を実施していくに当たっては、活動のけん引役となる社会教育士について、これまで社会教育主事が地方公務員として得ていた一定の信頼性と同程度の信頼性を保証できる仕組みが必要である。
- 現行制度における社会教育士は称号との位置づけであることから、いわゆる国家資格と比較すると、専門的知識や技術を証するものとしての社会的な認知や信頼性には限界がある。こうした事情もあって、社会教育士を取得したとしても、その専門性を生かせる職場や役職は限られており、社会教育士の称号を有することが、社会教育主事以外の職に就くことや多様な場面で活躍の機会の確保には十分につながっておらず、もともと社会教育に高い興味関心のある者以外のものが社会教育士を取得しようとする動機付けにはつながりにくい状況がある。そのため社会教育士の取得者は増加傾向にあるとはいえ、将来的に大きな増加を見込むことは困難である。
- さらに、現行の養成・講習は社会教育主事になることを前提とした学習内容となっており、社会教育士の称号を有する者が社会教育主事以外の立場で多様な場面において活動することが期待されることとは合致していない。

② 社会教育士の在り方の見直し

- 今後は、教育委員会で社会教育に関する職務に従事する社会教育主事のみならず、首長部局でまちづくりや防災、福祉等を担当する職員や、NPOや民間企業等で地域づくりや地域課題解決を行う職員などの幅広い者が社会教育士となり、これらの社会教育士が行う社会教育活動に対する地域住民の信頼を高めることで、地域住民の認識の変容や地域活動への参画を一層促進できるようにすることが必要である。
- また、社会教育士としての社会的な認知や評価を高め、社会教育士の取得者が多様な場で活躍できる機会を確保していくこととあわせて、社会教育士を目指す者を増やしていくことが必要である。そのため下記のような見直しを行うことを検討すべきではないか。
 - ・ 社会教育士の位置づけについて見直すことも含め、その社会的な認知や信頼性向上につながるような方策を検討することが必要である。
 - ・ 社会教育主事との関係については、社会教育主事は社会教育士を有する者から任

用するものとして位置づけることが考えられる。

- ・ また、地域における社会教育の拠点である公民館の主事については、社会教育の高い専門性を有することが求められるため、公民館の主事についても社会教育士を有する者から任用するものとして位置づけることが考えられる。ただし、現状の職員配置を踏まえ、人事の柔軟性確保に配慮するため、まずは任命権者に自発的な取組を促すことも考えられる。
 - ・ 養成・講習の内容を、従前の社会教育主事として任用されることを前提とするものから、社会教育に関する専門性を有し、幅広い分野で活躍できる実践力を有する社会教育士を養成していくために必要なものに見直すこととしてはどうか⁴。
- 社会教育士の制度上の取り扱いについては、今後引き続き検討する必要がある。

(2)社会教育主事・社会教育委員の機能強化

- 社会教育士の制度的な位置づけの見直しと併せて、従来制度上の社会教育のけん引役であった社会教育主事や社会教育委員についても、その機能を強化していくべきである。

(ア)社会教育主事

① 市町村の社会教育主事

- 市町村の社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての立場であり、社会教育に関する専門的な知識や技術を用いて、自治体における社会教育行政の企画・立案及び実践の推進全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割が期待される。
- さらに、福祉や防災、まちづくりなどの地域コミュニティに関する他の部署と連携・協働し、他部署の施策の推進に当たって、地域住民の認識の変容が促されるよう社会教育手法が組み込まれるように調整することで、当該施策の実効性をより高めることに資することも期待される。

② 都道府県の社会教育主事

- 広域自治体である都道府県の社会教育主事は、都道府県全体の社会教育の振興の企画・立案を行うほか、基礎自治体である市町村が行う社会教育施策の水準の向上のため、都道府県内における効果的な実践事例の収集や周知、必要に応じた市町村への指導助言等により、管内の市町村における社会教育全体の質の向上に努めることが求められる。
- 特に、社会教育人材ネットワークの構築・運営に関しては、一定の広域性をもった取組とすることが効果的と考えられることから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当と考えられる。

③ 配置促進に向けて必要な取組

⁴ 具体的な科目の内容等に関する検討は専門家による検討に委ねる。

- 社会教育主事は社会教育法上、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置く」とされていながらその配置率は市町村で年々低下傾向にある。こうした状況を改善し、各自治体において社会教育主事が適切に配置されるよう、国においても、自治体に対して法律の趣旨を周知するとともに、社会教育主事が学校教育や首長部局との連携において中心的な役割を果たしている好事例、社会教育主事の任用上の工夫等を収集・周知するなど、その配置に係る有用性の理解増進を図る等の取組を進めることが必要である。
- 社会教育は、首長部局が所管する福祉や防災、まちづくりなどの分野との関連性が高く、これらと一体的な推進を図る観点から、公民館等の管理を首長部局に移管するとともに、社会教育全般についても首長部局に事務委任されたり、首長部局が補助執行することとされたりしている地方公共団体も見られる。このような場合でも、社会教育主事を教育委員会との併任発令が可能であり、これにより確実に配置することで、その専門性を活かして首長部局と教育委員会との連携を円滑に進めることが期待される。

(イ)社会教育委員

- 社会教育委員は現在、全国で約 1.8 万人発令されている。しかし役割の形骸化、人材の固定化・高齢化、自治体によっては教育基本計画への関与の度合いが低いケースがあることや、(ア)で述べた通り、社会教育分野が首長部局に移管等されている場合の連携に課題がみられるケースもあることが指摘されている。
- 社会教育委員に新たに任命された者等に対しては、社会教育に関する施策の動向など、社会教育委員として必要となる知識等を得られるよう研修等を実施することが必要である。
- そのほか、例えば、委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を積極的に述べたりするなどの「行動する社会教育委員」などの事例もあるが、一部の自治体の取組にとどまっている。
- 委員の一部について、公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫や、委員による現場視察の実施や議論型委員会への転換などの運用上の改善の検討も必要である。
- 国においても、こうした優良事例について周知を図ることにより、各自治体における取組が進むよう支援していく必要がある。

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善 【養成 WG 報告書の内容を追って記述】

(4)社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要である。具体的には、社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有したり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりする

ような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要である。

- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各自治体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要である。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが多様な取組に関する情報共有を図り、相互の資質向上や活躍の場の拡充に資するものとするうえで有効であることから、都道府県等が中心的な役割を担うことが適当である。
- この他にも、社会教育人材のネットワークは全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。さらに、そうしたネットワーク同士が、広域的に社会教育人材が緩くつながる場であることも、活動の支援につながるものと考えられる。
- 一方で、地域に存在する社会教育士の実態が網羅的には把握されていないという課題があることから、幅広いネットワークの構築に当たって都道府県等を中心とした情報の集約・集積等が必要である。
- 国は、社会教育人材ネットワークに関する取組を始め、社会教育の振興に関する自治体における取組を支援するため、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県・指定都市の社会教育主事との連携を強化することも重要である。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1) 社会教育施設・団体等

① 公民館

(求められる役割)

- 公民館は地域における社会教育の中心となるべき施設であり、近隣の図書館や博物館等と緊密に連携・協働し、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら、一体となって地域における社会教育の振興を図っていくことが望まれる。
- 公民館の運営に際しては、地域住民にとって敷居が低く、だれもがフラットに関われるような、いわば「地域の縁側」として、多様な主体が混ざり合う可能性のある場として活用されることが望まれる。
- こうした観点に加えて、地域を将来担っていく子供・若者にとって公民館が身近な存在となることの重要性を踏まえれば、例えば、これまでの利用者の多くが成人や高齢者であったものから、子供・若者向けのスペースを設けて放課後や休日の居場所としての機能を強化したり、デジタル環境を整備したりする等、子供や若者にとっても魅力的で利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、その結果、子供から高齢者まで多世代の居場所となり、公民館を拠点にして地域の多世代の交流が促進されるようにしていくことも、上記の観点に照らして重要である。
- また、従来の館内で行われていた講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、「集まっているところに学びを醸成する」という発想に立ち、例えば民間商業施設等に出向いて行う講座を企画してみるなど、取組の幅を広げていくことも重

要である。

- 高齢者、障害者、外国人等を含むすべての人が、地域の一員として他の地域住民とともに様々な活動に参画できるようにするため、支援や交流を充実していく場としての役割が期待されており、今後の公民館は、こうした共生社会の実現に資する社会教育の実践の拠点として、その機能を充実させていくことが重要である。

(運営体制の充実)

- 公民館が上で述べた役割を果たしていくためには、そこに配置される職員に社会教育人材としての高い専門性が求められる。そのため、公民館主事の任用に当たっては社会教育士を有するものを任用することを促進することなどにより、各公民館への社会教育人材の配置を促進していくべきである。また、一部の自治体では、公民館について指定管理者制度を導入しているところもあるが、その場合には、指定管理者が雇用する職員についても同様に社会教育士を有することが望まれる。また、例えば、職員の中で社会教育士を有する者については、その専門性を生かすために公民館で働くことができるようにしたり、あるいは、公民館で社会教育士としての専門性を活かして働くことを希望する者には、複数の公民館での経験を積めるような人事上の配慮をすることで専門性を一層高められるようにしたりするなどの人事上の配慮も望まれる。
- 公民館において民間企業との連携に関しては、公民館における営利事業を禁ずる現行規定を過度に厳しく解釈し、連携に消極的になっている場合が見受けられるとの指摘がある。このため、実際の事業や連携の目的や内容を踏まえながら、地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑かつ柔軟に行えるようにするための方策を検討するべきである。
- さらに、社会教育施設と他の公共施設との複合化は、効率的な財政運営上の観点とともに、多様な人が集うことを促進する上で有効な手法の一つと考えられる。
- 公民館の貸館機能は、住民の主體的な活動の場が各地域で保障されているという点で有意義なものであり、公民館の重要な役割の一つとして引き続き維持していく必要がある。ただし、貸館業務はあくまで公民館機能の一部であり、それだけに偏ることなく、多様な主体がつながり、混ざり合うことで、さらに地域課題の解決に向けた新たな学びや取組へとつながっていくよう支援するという、公民館の本来の役割を重視した運営が求められる。

② 図書館

- 社会教育施設である図書館は、単なる「本を借りる場所」ではなく、子供、高齢者、外国人、障害者など、多様な人が安心して集い、学び合い、つながることのできる地域の拠点としての役割を強めるべきである。
- 図書館が、その教育的な機能を果たすためには、読書活動に加え、対話や交流、地域課題の共有などの機能を充実させるなど、地域住民の孤立を防ぎ、共生社会を支え

る「開かれた公共空間」として再構築していくことが求められる。

③ 青少年教育施設

(求められる役割)

- デジタル化の進展や少子化、人間関係の希薄化は、子供の直接的な体験活動の機会の減少をもたらしている。また、学校における働き方改革を推進する中で学校行事等の見直しも進められており、学校教育以外での体験活動の機会の充実が求められている。そのような中、良質な体験活動機会を青少年に提供する青少年教育施設の重要性はますます高まっている。
- 体験活動は、幼児期から身近な生活環境・自然環境を楽しむ活動を推進するなど、発達段階に応じて適切な活動に参加することが重要である。そのため、青少年教育のナショナルセンターである国立青少年教育振興機構には、それぞれの発達段階にふさわしい体験活動のプログラムの開発や普及が期待される。
- また、子供の生活においてもデジタルが不可欠なものとなっていることを踏まえ、体験活動においてデジタルを一方向的に排除するのではなく、むしろデジタル技術（間接・疑似体験）も併用することで、直接体験とデジタル技術の相乗効果により、高い教育効果を発揮しうる体験活動プログラムの開発についても、国立青少年教育振興機構において先駆的な取組を進めることが期待される。
- 各青少年教育施設においては、自然体験等の非日常の体験だけでなく、近隣の放課後子供教室や児童館などと連携して身近な環境における体験活動と効果的に組み合わせ、体験活動が子供にとって身近なものとなるよう推進していくことが求められる。
- また、各青少年教育施設においては、大人が考えた体験プログラムを子供に提供するだけでなく、青少年自身が自由にやりたいことを考え、自ら実施できるような機会を提供したり、青少年にとっての居場所としての役割を担ったりすることも考えられる。

(運営体制の充実)

- 各青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えばNPO、民間企業、大学、地域団体等との連携・協働を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした共同事業を実施したりすること等が考えられる。これらの取組を効果的に進めるため、社会教育の専門的知識を有する社会教育士を積極的に配置することが望ましい。
- 各青少年教育施設においては、青少年を対象にした社会教育事業を企画・運営するに当たっては、青少年の視点や意見を尊重するとともに、意見表明と多様な社会的活動への参画の機会を確保することが必要である。また、青少年の教育・支援に携わる指導者の質の向上の観点からも、子供を権利の主体として捉え、子供・若者の視点や意見を尊重し、対話を重ねながらともに進めていくという姿勢を持つことが求めら

れる。

- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士が連携・協働を進めることに加えて、社会教育士がそれらを連携させる役割を担うことで、更なる有効活用につながることを期待される。
- 体験活動は、自然体験、社会体験、文化的体験などを通じて子供たちの非認知能力の向上にも資するものである。こうした体験活動が担う重要な役割に鑑み、青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、さらに議論を深める必要がある。

④ 社会教育関係団体等

- 社会教育関係団体は、それぞれの団体の設立の目的に従って組織的な教育活動を展開し、人々の成長を支える学びの機会を提供してきており、今後もその役割を果たしていくことが期待される。他方で、団体の運営に携わる者の高齢化に伴う後継者不足や参加メンバーの固定化など、運営上の課題を抱えている団体もみられる。
- こうした状況を踏まえると、例えば、PTA や子ども会などの子供にかかわる社会教育関係団体については「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、例えば、運営方法の透明性確保や地域学校協働活動との連携強化のほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運營業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図ることが考えられる。
- 家庭教育支援については、地域において主体的に家庭教育支援を担う家庭教育支援チーム等によって担われており、これまで文部科学省においても登録制度による支援等を行ってきている。今後、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立、地域関係の希薄化などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携を進めていくことが必要である。

(2) 社会教育と連携してきた施設・団体等

① 学校

- 学校が抱える複雑化・多様化した課題への対応は、学校単独の努力だけでは限界を迎えている。地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の持続的な実現に向けて、今後さらに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ることが重要である。
- その際、地域住民と学校関係者との連絡調整や地域学校協働活動のコーディネートを担当する地域学校協働活動推進員等の社会教育人材は、取組を持続可能なものとする上で重要な役割を果たすものである。
- 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められることから、研修の実施など、教育委員会による伴走支援を促進する必要がある。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、各自治体で適切な財政措置が行われ、国から自治体に対する財政支援を充実させることが必要である。

- 現行の学習指導要領に基づいて行われている探究学習の質を高めるという観点からも、学校教育と社会教育の連携はこれまで以上に重要である。社会教育士が連携の窓口となり、学校内の教科学習だけでは扱いにくい社会課題の多様な視点に、地域の人材・施設・文化資源を通して触れることで、児童生徒は主体的に問いを立てることができる。また、社会教育という実社会により近い現場での体験的・実践的な学びは、情報収集・分析・発信といった探究のプロセスを深化させ、学びの質を高めることにつながることを期待できる。
- 家庭の教育機能の低下、いわゆる「体験格差」の課題等を背景とした、放課後等の学校教育の時間以外の時間に対するニーズの変化等に適切に対応していくため、安価で良質な放課後等における学習、体験活動を充実させていく必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連動を図りながら、放課後の学習、体験活動を展開していくことも効果的であると考えられる。
- このように、近年、活動に対するニーズ等が変化し、多様な活動が展開されつつあることを踏まえ、「地域学校協働活動」の定義についての整理を改めて検討することも考えられる。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、いわゆる学社連携による教育の充実に資するだけでなく、人々が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用な組織であり、活動である。
- 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

② 高等教育機関

- 大学等の高等教育機関は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。
- また、大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域にわたって人材活用ニーズに対応した貢献も期待される。
- 一方、社会教育主事講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元自治体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれる。
- 折しも、現在、教員養成課程の在り方の見直しに向けた審議が進められていることを踏まえ、教員を志す学生が身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育士養成課程を位置づけられるよう、各大学において教員養成課程と社会教育士の養成課程の連携を進めることも重要である。

- また、社会教育行政においても、高等教育機関から提供された知見を活かしながら、社会教育の成果や価値について正当に評価されるよう、社会教育の啓発を研究機関と一体的に進めていくという視点も必要である。

③ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO・民間企業等

- 地域における社会教育の担い手としては、地域づくり活動の分野などで広がりを見せている NPO 等の関係団体も挙げられる。こうした団体の目的や理念等が尊重されるべきことは言うまでもないが、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組により、行政との相互補完の役割を果たしていることも踏まえた上で、これまで以上に連携を強化していく必要がある。
- 地域に関連する NPO 等の担当者等による社会教育士の取得を促進することは、社会教育行政との連携を強化したり、他の社会教育士とのネットワークを強化したりするにつながり、活動の質的・量的な充実につながることが期待される。
- 一方で、行政と連携する場面等において、「NPO は無報酬のボランティア団体である」との誤解がみられるとの指摘もあるが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることが必要であるという認識が広まっていくことが重要である。
- NPO が継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政から業務を受託する際に NPO の人件費が適切に積算されるようにすることなど、その活動が持続することで裨益する側において適切な対応をしていくことが求められる。
- また、NPO 等の関係団体と、行政・企業・支援者の間に立ち、情報・資金・人材・場所などの資源を仲介・提供し、活動の円滑化や団体の育成を支援する「中間支援機能」やその役割を果たす「中間支援組織」も、NPO 等の活動を円滑かつ持続的に進めるようにする上で極めて重要である。

(3) 今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

① 上記以外の NPO・民間企業

- 地域社会における課題が多様化・複雑化していること等を踏まえれば、これまで社会教育との関わりが必ずしも強くなかった NPO や民間企業についても、地域コミュニティを支える新たな担い手となっていくことが期待される。特に、地域住民との接点を有する企業や、多様な社会課題に取り組む NPO 等が、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することにより、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決につながることを期待される。
- 民間企業においては、地域貢献活動や CSR 活動にとどまらず、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる取組が広がっている。商業施設、金融機関、交通事業者、通信事業者等、地域住民の日常生活と密接に関わる主体が、学びや交流の場づくりといった地域活動に社会教育の一環として取り組むことは、そうした活動の質を高めることに加え、社会教育の裾野を広げる観点からも重要である。
- また、NPO や民間企業は、行政とは異なる柔軟性や専門性、機動力を有しており、

地域課題に対して先駆的・実践的な取組を展開している例も多い。こうした主体と社会教育の関係者や関係機関等が連携・協働することで、多様な住民の参画を促し、地域における新たな学びや活動の機会を創出していくことが期待される。

- その際、社会教育士をはじめとする社会教育人材が、NPO や民間企業と地域住民、行政等との橋渡し役となり、多様な主体による協働を支えていくことが重要である。

② 首長部局(防災、地域づくり、福祉)

- 防災、福祉、地域づくり等の分野においては、地域住民同士のつながりや相互理解、主体的な参画が施策の実効性を左右する重要な要素となっている。そのため、首長部局が進める各種施策についても、社会教育の視点を取り入れながら推進していくことが重要である。
- 例えば、防災分野においては、平時からの地域住民同士の関係づくりや学び合いが、災害時の共助体制の基盤となる。また、福祉分野においても、高齢者や障害者、外国人等を含む多様な住民が地域社会とのつながりを持ち続けるためには、交流や学びの機会を充実させていくことが重要である。
- さらに、地域づくりの分野においても、住民が地域課題を自分事として捉え、多様な主体と協働しながら活動することが求められている。こうした取組を進める上では、地域住民の主体性や当事者意識を育む社会教育の役割が重要となる。
- このため、教育委員会と首長部局が連携し、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材が、各分野の施策形成や実践の場に積極的に関わることを通じて、地域コミュニティを基盤とした施策の推進を図ることが期待される。

③ 地域運営組織(RMO)、社会福祉法人等

- 人口減少や高齢化が進行する中、地域運営組織(RMO)や社会福祉法人等は、地域住民の日常生活を支える重要な主体となっている。これらの団体は、地域課題に密着した活動を継続的に行っており、持続可能な地域コミュニティの形成において重要な役割を果たしている。
- 地域運営組織(RMO)は、地域住民が主体となって地域課題の解決や地域資源の活用に取り組むものであり、地域における「共助」の実践の場として期待される。その活動を持続可能なものとしていくためには、住民同士の対話や学び合いを通じて、多様な主体が参画しやすい環境づくりを進めることが重要である。
- また、社会福祉法人についても、地域共生社会の実現に向けた公益的な取組が求められており、高齢者、障害者、生活困窮者等への支援に加え、地域住民との交流や居場所づくり、学びの機会の提供等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献していくことが期待される。
- このため、こうした団体等と社会教育施設、NPO、自治体等が連携・協働し、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することで、多様な住民が支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現につながることを期待される。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1) 地方公共団体

- 地方行政の現場では、各地方公共団体における行財政資源の制約により、社会教育行政の予算や人員が縮小されたり、社会教育主事の配置がなされなくなったりするケースもみられ、結果として、社会教育の関連事業が減少したり、様々な分野との連携が十分に図られなくなったりして、社会教育がその役割を十分に果たせない状況が生じているのではないかとの課題も指摘されている。
- 各地方公共団体においては、社会教育が地域コミュニティの形成等を通じて他の行政分野の施策の円滑な実施にも資するものであること等も踏まえながら、社会教育の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進めることが重要である。特に都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性を示しつつ配置促進を図るべきである。
- さらに、社会教育主事の配置のみならず、社会教育を担当する部署の職員のスキルアップや施策の推進力向上も期待される。
- また、今後の社会教育の推進役となる社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を各地方公共団体における社会教育行政の一環として位置づけ、広域性を有する都道府県等がその中心的な役割を果たしながら、これを推進するべきである。さらに、こうしたネットワークも活用しながら、社会教育士の取得後の学びのフォローアップにおいて、都道府県は主導的な役割を果たし、基礎自治体と連携しながらこれを進めていくことが期待される。このほか、社会教育士の育成・配置や活用に関する業務も都道府県・市町村が担うべき役割を整理した上で、明示すべきである。
- 民間企業やNPOなど、地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている団体等とこれまで以上に連携関係を強化していくことも求められる。その際、特にNPOについてはその専門性を適切に評価し、委託費等の予算において人件費が適切に積算されるようにするなど、その活動が持続可能なものとなるよう配慮することが重要である。
- 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、首長部局との連携をより積極的に図るべきである。なお、社会教育や地域と学校の連携・協働の必要性に関して首長の理解を得ることが重要であるため、首長に対して社会教育等の施策について直接説明できる機会を活用していくことも考えられる。
- 社会教育委員については、委員の一部への公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫のほか、委員による現場視察の実施や議論型会議への転換などの運用上の改善の取組を進めるべきである。
- なお、制度上の都道府県や市町村の事務を整理するに際しては、より現代的なニーズや取組に合致したものとなるよう検討すべきである。

(2)国

- 各地方公共団体や地域において、社会教育人材を中核とした社会教育の推進体制の整備が円滑に進むよう、国として必要な措置を講ずることが期待される。具体的には、社会教育士の資質向上のため、取得後もその専門性をより高めていけるよう研修等の機会の確保を図るとともに、登録や抹消等が円滑に行える組織体制を整えることが想定される。また、国において、都道府県等における社会教育人材ネットワークの整備を優良事例の共有等により支援する役割を果たすことが期待される。その際、例えば、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの在り方を見直し、機能を抜本的に強化していくことを検討することなども考えられる。
- 社会教育活動を推進する優れた企業（例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等）を国が表彰するなどして、民間事業者に社会教育への関心や参画を高めていくことも考えられる。
- 社会教育の裾野を拡大していくため、社会教育に関する導入的講習（短期間・オンラインによる履修が可能なプログラム等）を開発・提供するなど、各地方公共団体において社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進していくことも重要である。
- 国においても、関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の必要性や有用性への認識を共有するとともに、多様な分野で活躍する者に社会教育主事講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加を促したり、様々な施策の予算に関しては政策分野横断的な視点から必要な予算を確保したりしていくことも重要である。
- 社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置づけていくためにも、社会教育政策の有効性を示すデータの提示や予算の確保が重要である。
- 社会教育士は、一般的にはまだ認知がそれほど進んでおらず、社会教育に関する専門性や活動に対する信頼性を示すものであることが認識されていなかったり、社会教育士を有することがどのように実際の活動を進める上で有効なのか、更には自らのキャリア形成においてどのような役割を果たしうるのかといったイメージがつかみにくかったりするものが現状である。また、これらに関する具体的な活躍事例の蓄積も未だ不十分であるため、制度の周知と併せて活躍事例の収集・展開を進めることが必要である。
- 社会教育士に関しては、社会教育主事の任用の要件としての役割だけでなく、より広い分野や職種においてその専門性の活用が進むことが望まれるものである。このため、行政・NPO・民間企業等においてその有用性が評価され、さらには採用等の場面でも社会教育士を有することがより広く評価されるようになることが、活躍機会の拡大の一環として期待される。この点についても、好事例の収集・展開などを進めていくことが重要である。